

海老名市教育委員会

(平成26年 10月 定例会議事日程)

日時 平成26年10月24日(金)

午後 3 時30分

場所 海老名市役所702会議室

日程第 1 報告第 11 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 報告第 12 号 海老名市学校医の辞職及び委嘱について

日程第 3 議案第 28 号 平成26年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法
について

日程第 4 議案第 29 号 海老名市いじめ防止条例の制定について

日程第 5 議案第 30 号 海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

報告第11号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年10月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

平成26年9月30日付及び10月1日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動

平成26年10月24日 定例教育委員会資料 教育総務課

平成26年 9 月30日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【課長級】			
なるおかせいじ 成岡 誠司	教育指導課教育支援担当課長 兼青少年相談センター所長兼 指導主事	教育指導課教育支援担当課長 兼青少年相談センター所長兼 指導主事兼教育支援係長事務 取扱	兼務解除

平成26年10月1日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【次長・参事級】			
かなさしいちろう 金指 太一郎	教育部参事兼教育総務課長	教育総務課長兼特定政策担当 課長	昇格
わしの あきひさ 鷺野 昭久	教育部参事兼教育指導課長兼 指導主事	教育指導課長兼指導主事	昇格
ひやざき よしき 飛矢崎 義基	教育部参事兼学校教育課長兼 指導主事	学校教育課長兼指導主事	昇格
【課長級】			
あそう ひとし 麻生 仁	教育指導課主幹兼教育支援係 長兼指導主事	教育指導課主幹兼指導主事	兼務発令

報告第12号

海老名市学校医の辞職及び委嘱について

海老名市学校医の辞職及び委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年10月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

辞職に伴い、新たに委嘱したため

海老名市学校医の辞職及び委嘱について

① 理 由

海老名市医師会会長より学校医変更の申し出があったことに伴い、前任者の辞職を承認し、後任者を委嘱したため。

② 辞職する学校医

柏ヶ谷中学校担当学校医

所在地	海老名市柏ヶ谷 1052 かしわ台クリニック
氏名	山形 達史 (やまがた たつし)
委嘱期間等	柏ヶ谷中学校 平成 17 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日 (通算 9 年)

③ 新たに委嘱する学校医

柏ヶ谷中学校担当学校医

所在地	海老名市中央 1-8-6 腎健クリニック
氏名	高橋 亮 (たかはし りょう)
委嘱年月日	平成 26 年 10 月 1 日

平成26年度

学校医・学校歯科医・学校薬剤師・医療機関名簿

海老名市教育委員会 学校教育課

平成26年10月1日現在

学校名	区分	氏名	所在地・機関名	電話	委嘱年月日	通算委嘱年数
海老名小学校	内科	西野 善泉	国分南3-8-12 にしのキッズクリニック	236-5545	H23.4.1	3年6月
		北川登美男	国分寺台1-18-1 北川医院	232-0550	H16.5.1	10年5月
	歯科	大谷 武	河原口3-20-12 西山ビル2F たんぼぼ歯科医院	235-2233	H25.4.1	1年6月
		林 洋紀	中新田2-11-1 林歯科医院	233-7828	H13.4.1	29年6月
	薬剤師	若林 豊子	柏ヶ谷719-10 ひまわり薬局	232-7146	H19.4.1	7年6月
柏ヶ谷小学校	内科	増田 恵一	柏ヶ谷1141 増田産婦人科医院	231-1534	S62.4.1	27年6月
	歯科	西山 幹夫	東柏ヶ谷2-21-57 西山歯科医院	233-1141	S59.4.1	30年6月
		盛田 健司	柏ヶ谷1052-2 もりた歯科医院	235-1153	H17.4.1	9年6月
	薬剤師	山名 佳見	東柏ヶ谷2-12-41 ヤマナ薬局	234-5777	H9.4.1	24年6月
有鹿小学校	内科	川島 博之	中央3-1-5 川島内科クリニック	232-7111	S62.9.1	27年1月
	歯科	三宅 壯平	さつき町1-21-102 三宅歯科医院	232-3810	S49.4.1	40年6月
		島崎 敏樹	河原口1-18-10 島崎歯科医院	231-0301	H17.4.1	9年6月
	薬剤師	篠崎 ひろみ	上今泉5-20-17 篠崎薬局	233-3195	H26.4.1	6月
有馬小学校	内科	横田 和彦	中央1-8-6 腎健クリニック	231-8151	H24.4.1	2年6月
	歯科	杉崎 秀夫	本郷4070 杉崎歯科医院	238-2404	S51.4.1	38年6月
		田辺 丈二	国分寺台1-1-14 田辺歯科医院	234-1184	H17.4.1	9年6月
	薬剤師	相原 典子	相模原市南区文京2-8-2-117	(042) 705-3876	S54.4.1	35年6月
大谷小学校	内科	西林 洋平	浜田町23-15 たちばなクリニック	234-7554	H17.4.1	18年6月
	歯科	片岡 誠	中央2-4-40 第2東宝ビル3F かたおか歯科クリニック	233-1182	H19.8.1	7年2月
		山根 総一郎	中央2-8-8 中央デンタルクリニック	235-8217	H25.4.1	1年6月
	薬剤師	大熊 薫	杉久保北4-3-10 三愛薬局杉久保	238-7878	H11.4.1	25年
上星小学校	内科	野澤 直史	国分北1-38-28 やよいクリニック	233-8419	H22.4.1	4年6月
	歯科	山川 晃司	東柏ヶ谷1-6-12 チェリー歯科医院	231-0080	S60.4.1	29年6月
		大野 宏	上今泉1-20-22 おおの歯科医院	232-6807	H17.4.1	9年6月
	薬剤師	篠崎 恵子	上今泉5-20-17 篠崎薬局	233-3195	S61.4.1	32年6月
中新田小学校	内科	大島 充一	中新田24 大島クリニック	236-3000	H10.4.1	17年6月
	歯科	坂田 憲昭	河原口1343 坂田歯科医院	233-5411	S59.4.1	30年6月
		日吉 和由	国分南3-4-14-203 日吉歯科クリニック	233-8148	H17.4.1	9年6月
	薬剤師	石坂 美幸	中新田490-2 石坂整形外科クリニック	235-8882	H20.4.1	6年6月

平成26年度

学校名	区分	氏名	所在地・機関名	電話	委嘱年月日	通算委嘱年数
門 沢 橋 小学校	内科	横田 和彦	中央1-8-6 腎健クリニック	231-8151	H24.4.1	2年 6月
	歯科	野間 俊行	柏ヶ谷640-2 ひまわり歯科	233-1050	H17.4.1	9年 6月
		池田 馨	中新田489 池田歯科医院	234-2345	H17.4.1	9年 6月
	薬剤師	比田 真佐子	東柏ヶ谷3-17-29-101 東柏ヶ谷薬局	235-3114	H20.4.1	6年 6月
東柏ヶ谷 小学校	内科	森 博之	東柏ヶ谷2-29-18 もり整形外科・眼科	234-5565	H14.4.1	12年 6月
	歯科	増田 勝一	東柏ヶ谷2-12-50 増田歯科医院	233-1895	S55.10.1	37年 6月
		横内 雄二	東柏ヶ谷2-25-20 横内歯科医院	231-4182	H17.4.1	22年 6月
	薬剤師	佐藤 智恵子	東柏ヶ谷3-17-29-101 東柏ヶ谷薬局	235-3114	H25.4.1	1年 6月
社 家 小学校	内科	横田 和彦	中央1-8-6 腎健クリニック	231-8151	H24.4.1	2年 6月
	歯科	千葉 容太	中新田1-18-35 ユーカリ歯科医院	236-3366	H17.4.1	9年 6月
		石井 聡	大谷3491-3 石井歯科医院	234-8464	H17.4.1	9年 6月
	薬剤師	青木 茂昌	中野46-2 ドラッグくすり箱	238-5976	H8.4.1	23年 6月
杉 久 保 小学校	内科	野澤 富一	杉久保北4-13-14 のざわ小児科内科医院	238-9957	H13.4.1	19年 6月
	歯科	菱沼 康一	杉久保北4-3-11 ひしめま歯科	238-6767	H17.4.1	9年 6月
		鈴木 駿介	国分寺台5-13-12 鈴木歯科医院	232-4355	H4.4.1	35年 6月
	薬剤師	野崎 芳雄	国分寺台5-13-4 野崎調剤薬局	233-2323	S54.4.1	35年 6月
今 泉 小学校	内科	大澤 正享	国分北1-4-16 大澤クリニック	235-5000	H15.4.1	11年 6月
	歯科	添原 隆史	国分寺台2-1-13 アイリス歯科クリニック	240-8202	H26.4.1	6月
		前谷 久	柏ヶ谷713-3 前谷歯科医院	234-3030	H1.4.1	25年 6月
	薬剤師	小林 庄司	国分北1-41-10 サガミ薬局	232-1234	S56.4.1	35年 6月
杉 本 小学校	内科	真部 秀治	東柏ヶ谷3-13-6-301 まなべ小児科クリニック	234-8331	H16.4.1	18年 1月
	歯科	白井 潔	上今泉5-22-1 白井歯科医院	233-8249	H1.4.1	25年 6月
		伊藤 真理湖	東柏ヶ谷3-3-19 歯科伊藤医院	234-2181	H17.4.1	9年 6月
	薬剤師	田端 康	国分南2-16-3-1132 (勤務薬局なし)	232-2073	H24.4.1	2年 6月

平成25年4月1日現在

事務局

医師会長	田中 昭太郎	234-3241	牛村	FAX	234-0475
歯科医師会長	山川 晃司	235-4799	横山		205-0114
薬剤師会長	山名 佳見	233-4494	飯田		233-3885

平成26年度

学校名	区分	氏名	所在地・機関名	電話	委嘱年月日	通算委嘱年数
海老名中学校	内科	山田 通喜	国分南3-6-17 海老名中央医院	231-4776	S62.4.1	38年6月
	歯科	鈴木 仙一	勝瀬140-3 ライオンインプラントセンター	232-8811	H13.9.1	26年6月
		町田 清鳳	国分北1-3-23 まちだ歯科医院	234-8148	H17.4.1	12年6月
	薬剤師	坂之上 和稔	相模原市南区東大沼4-15-2エール薬局	(03) 3316-7541	H21.4.1	7年6月
有馬中学校	内科	宍戸 邦彦	国分寺台5-13-11 宍戸医院	231-7823	H15.4.1	11年6月
	歯科	坂上 雅史	中央2-1-5 マーブル歯科	232-3443	H17.4.1	9年6月
		原 房宏	中央3-5-6 原歯科医院	233-8955	H17.4.1	9年6月
	薬剤師	相原 典子	相模原市南区文京2-8-2-117	(042) 705-3876	S54.4.1	35年6月
海西中学校	内科	友利 昭雄	河原口391-2小田急マルシェ厚木内 さつき町診療所	232-3821	S49.4.1	40年6月
	歯科	石井 良昌	河原口1320 海老名総合病院歯科・口腔外科	233-1311	H20.4.1	6年6月
		札川 秀忠	河原口1005-1 さつかわ歯科医院	231-0001	H17.4.1	30年6月
	薬剤師	篠崎 ひろみ	上今泉5-20-17 篠崎薬局	233-3195	H26.4.1	6月
柏ヶ谷中学校	内科	高橋 亮	中央1-8-6 腎健クリニック	231-8151	H26.10.1	
	歯科	山名 裕見	東柏ヶ谷1-14-30 山名歯科医院	233-2616	S63.4.1	26年6月
		黄 徳明	中央3-3-1 2F-B コルディアーレ歯科クリニック	232-8111	H19.4.1	7年6月
	薬剤師	佐藤 智恵子	東柏ヶ谷3-17-29-101 東柏ヶ谷薬局	235-3114	H23.4.1	3年6月
大谷中学校	内科	中江 陽一郎	中央3-3-1駅前クリニックモール2階 なかえこどもクリニック	236-5820	H23.4.1	3年6月
	歯科	志村 昌	中央1-18-33-101 アップルデンタルクリニック	232-8822	S59.4.1	35年6月
		国分 真	中央1-8-4 国分歯科クリニック	233-9614	H17.4.1	24年6月
	薬剤師	田端 康	国分南2-16-3-1132 (勤務薬局なし)	232-2073	H24.4.1	2年6月
今泉中学校	内科	野澤 直史	国分北1-38-28 やよいクリニック	233-8419	H25.4.1	1年6月
	歯科	加来 賢太郎	中央2-4-1 2F ライオン歯科医院	233-0668	H25.8.20	1年1月
		石渡 靖夫	中央2-5-34 いしわた矯正歯科医院	233-8741	H17.4.1	9年6月
	薬剤師	小林 弘忠	国分北2-15-14 ガーデン薬局	240-7171	H23.4.1	3年6月

区分	氏名	所在地・機関名	電話	委嘱年月日	通算委嘱年数
海老名市立学校 眼科校医	阿部 泰昭	国分寺台5-13-2 阿部眼科医院	232-1238	H5.4.1	21年6月
海老名市立学校 眼科校医	三谷 貴一郎	東柏ヶ谷5-18-19 三紫ビル1F みに眼科クリニック	236-5830	H25.4.1	1年6月
海老名市立学校 眼科校医	松島 新吾	中央2-8-31 松島眼科クリニック	234-7580	H10.4.1	16年6月
海老名市立学校 眼科校医	本間 啓藏	中央2-1-16 3F 本間眼科	234-3300	H21.4.1	5年6月
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	朴 茂男	東柏ヶ谷1-14-17 さがみ野耳鼻咽喉科	232-0084	H5.4.1	21年6月
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	田村 嘉之	中央2-2-17 海老名耳鼻咽喉科クリニック	234-4187	H20.4.1	6年6月
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	森安 真綾	東柏ヶ谷3-2-20 新川さがみ野クリニック	292-3341	H18.9.1	8年1月

議案第28号

平成26年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法について

別紙のとおり、平成26年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法について、議決を求める。

平成26年10月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

平成26年度全国学力・学習状況調査の公表及びその内容・様式等について審議したいため

平成26年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法について

◆公表の目的

- ① ひとりひとりの児童・生徒が、自分自身の学習や生活の改善に生かす。
- ② 学校が指導の改善に生かす。
- ③ 海老名市教育委員会が教育施策の改善に生かす。
- ④ 保護者・市民に公表し、学習習慣や生活習慣の改善に向けて協力を得る。

◆公表の方法

≪ 市全体の結果 ≫

- ・ 平均正答率や分布、質問紙の結果を、全国・県との比較で、数値や文章で表記する。
- ・ 分析とともに今後の具体的な施策を記載する。
- ・ 地域や家庭と協力して取り組むことを記載する。
- ・ 市のHPにて公表する。(印刷物での配布はしない)

≪ 各校の結果 ≫

- ・ 全校が同じ様式で公表する。
- ・ 平均正答率は記載せず、文章で表記する。
- ・ 分析とともに今後の具体的な指導改善策を記載する。
- ・ 家庭との協力について記載する。
- ・ 冊子で全家庭に配布する。
- ・ 市のHPにて公表する。

平成26年度学力・学習状況調査の市結果公表の内容について（案）

教育指導課

<基本コンセプト>

網羅的ではなく、保護者や市民に分かりやすい表記でまとめる。そのための基礎資料は、基礎資料としてまとめ、今後の指導に生かす内部資料とする。

HPでの広報とともに、校長・教科指導担当者への説明会、単P会長への説明会を実施する。

<構成案>

◇あいさつ

◇学力学習状況調査の説明

◇市の概要

○学力について 正答率 グラフ（全国 県との比較）

○生活習慣等について 数値 グラフ（全国 県との比較）

※説明のための文言や補足のための文言は、短くわかりやすく。

◇小学校「国語A」について

○問題の主旨

○国語A 正答率 グラフ（全国 県との比較）

○領域別 正答率 グラフ（全国 県との比較）

○分析結果の考察（成果と課題）

○指導の改善策

◇小学校「国語B」「算数A」「算数B」も同様

◇中学校「国語A」「国語B」「数学A」「数学B」も同様

◇児童質問紙について

- 「特徴的な項目」「学力と関係性の高い項目」「生活改善のために保護者に周知したい項目」「課題のある項目」をピックアップして表示
数値 グラフ（全国 県との比較）
- 分析結果の考察（成果と課題）
- 改善策（取組方法）

◇学力と児童質問紙との関連について

- 市の事例として、数例、数値でわかりやすく表示
- 例ごとに考察

◇H27教育施策について

- 学力向上のための施策
 - ・ 施策内容、H26実績、予算額等
 - ・ 新規 施策目的
- 生活習慣等改善のための施策
 - ・ 施策内容、H26実績、予算額等
 - ・ 新規 施策目的

◇まとめ

- 総評
- 今後の方向性

平成26年度

全国学力・学習状況調査の
結果について



海老名市立〇〇小（中）学校

全国学力・学習状況調査について	P. 1
国語に関する調査結果と今後の学校での取組	P. 2
算数に関する調査結果と今後の学校での取組	P. 3
学習や生活の状況についての調査結果と今後の学校での取組	P. 4
ご家庭で取り組んでいただきたいこと	P. 5
(資料) 指導や学習・生活習慣と学力との関係	P. 6



全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査は、平成19年度に始まった全国一斉の調査です。平成22～24年度は抽出調査（平成23年度は震災の関係で実施を中止）でしたが、昨年度から再び、全国すべての小中学校が対象となりました。

◆ 調査の目的

- (1) 児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- (3) 以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

◆ 調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年、原則として全児童生徒

- ・ 小学校第6学年
- ・ 中学校第3学年

◆ 調査内容

- (1) 教科に関する調査

【小学校】

- 国語A・算数A（主として「知識」に関する問題）
- 国語B・算数B（主として「活用」に関する問題）

【中学校】

- 国語A・数学A（主として「知識」に関する問題）
- 国語B・数学B（主として「活用」に関する問題）

- (2) 児童生徒に対する質問紙調査

学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問

- (3) 学校に対する質問紙調査

指導方法や取組、人的・物的な教育条件の整備の状況等

◆ 調査実施日

平成26年4月22日（火）



国語に関する調査結果

国語 A

(主として「知識」に関する問題)

《優れている所》

《努力を要する所》

国語 B

(主として「活用」に関する問題)

《優れている所》

《努力を要する所》

今後の具体的な取組



算数(数学)に関する調査結果

算数(数学) A
(主として「知識」に関する問題)

《優れている所》

《努力を要する所》

算数(数学) B
(主として「活用」に関する問題)

《優れている所》

《努力を要する所》

今後の具体的な取組



児童(生徒) 質問紙の結果より

学習について

《よかった所》

《課題と思われる所》

生活について

《よかった所》

《課題と思われる所》

今後の具体的な取組



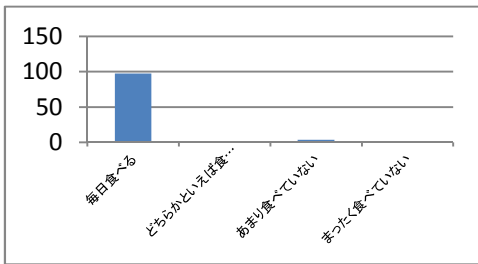
ご家庭で取り組んでいただきたいこと

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の分析より、「学力を育てるための口つの項目」をまとめました。できることから、ぜひ、始めてみてください。

1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○しましょう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

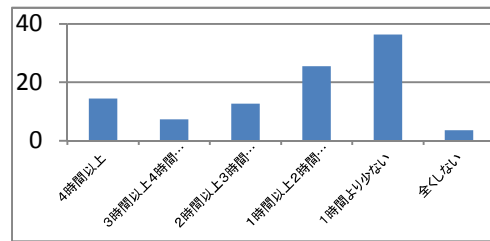
例) 朝食を毎日食べていますか



2 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○しましょう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

例) 普段一日当たりどれぐらいの時間ゲームをしますか



3 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○しましょう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

4 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○しましょう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

5 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○しましょう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

6 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○しましょう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

資料

指導や学習・生活習慣と学力との関係

文部科学省が全国の児童生徒の調査結果を分析したところ、次のようなことがわかりました。海老名市全体の分析でもまったく同じ結果が出ており、今後の指導や呼びかけに生かして行きたいと考えています。

学校における指導と学力との関係

次のような指導を行った学校ほど、教科の平均正答率が高い傾向にある。
さらに、学習意欲や家庭での学習時間等についても高い傾向にある。
(教科に関する調査、学校質問紙調査より)

【指導方法・学習規律】

- ・ 学習規律(私語をしない、話をしている人の方を向いて聞くなど)の維持徹底
- ・ 学習方法(適切にノートをとる、テストの間違いを振り返って学習するなど)に関する指導
- ・ 学級全員で取り組んだり挑戦したりする課題やテーマを与える
- ・ 本やインターネットなどを使った資料の調べ方が身に付くよう指導

【国語科・算数科の指導方法】

- ・ 発展的な学習の指導
- ・ 国語の指導として、目的や相手に応じて話したり聞いたりする授業、書く習慣を付ける授業、様々な文章を読む習慣を付ける授業
- ・ 算数の指導として、実生活における事象との関連を図った授業

【言語活動】

- ・ 各教科等の指導のねらいを明確にした上で、言語活動を適切に位置付ける
- ・ 様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導
- ・ 発言や活動の時間を確保した授業
- ・ 学級やグループで話し合う活動
- ・ 資料を使って発表ができるよう指導
- ・ 自分で調べたことや考えたことを分かりやすく文章に書かせる指導

【総合的な学習の時間】

- ・ 総合的な学習の時間における探究活動(課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導)

【家庭学習】

- ・ 調べたり文章を書いたりする宿題を与える

【研修】

- ・ 教職員が、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映

児童の学習・生活習慣と学力との関係

次のような児童ほど、教科の平均正答率が高い傾向にある。
(教科に関する調査、生徒質問紙調査より)

【教科への関心・意欲・態度】

- ・ 国語、算数に対する関心・意欲・態度が高い

【家庭学習・読書】

- ・ 学校の授業時間以外での学習時間が長い
- ・ 自分で計画立てて勉強をする
- ・ 学校の宿題、授業の予習・復習をする
- ・ 読書が好き、読書時間が長い、学校や地域の図書館に行く頻度が多い

【学校生活】

- ・ 学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある
- ・ 先生は、自分のよいところを認めてくれると思う

【基本的な生活習慣】

- ・ 朝食を毎日食べる
- ・ 毎日、同じぐらいの時刻に寝る

【メディアとの関係】

- ・ 携帯電話やスマートフォンで通話・メール・インターネットをする時間が短い
- ・ テレビゲームをしている時間が短い

【家庭でのコミュニケーション等】

- ・ 家の人と学校での出来事について話をする
- ・ 家の人は、授業参観や運動会などの学校行事に来る

【社会に対する興味・関心】

- ・ 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある
- ・ 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある
- ・ 新聞を読んでいる
- ・ テレビのニュース番組やインターネットのニュースを見る

【自尊意識・規範意識】

- ・ ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある
- ・ 学校のきまり・規則を守っている
- ・ 人の気持ちが分かる人間になりたいと思う

《 市教委の広報ページ 》
(えびなっ子しあわせプランと学力向上)



平成26年12月

議案第29号

海老名市いじめ防止条例の制定について

別紙のとおり、海老名市いじめ防止条例の制定について、議決を求める。

平成26年10月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため

海老名市いじめ防止条例の制定について

1 趣旨等

本市では、「海老名市いじめ防止基本方針」(平成 19 年制定、24 年・26 年改定)を策定していたが、「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ対策調査会」などを発足することに伴い、「海老名市いじめ防止基本方針」等を包括した「海老名市いじめ防止条例」を平成 27 年 3 月に提案する。

【条例】

第1条	基本理念	第2条	基本方針	第3条	定義	第4条	子ども宣言(仮)
第5条	市の責務			第6条	学校の責務		
第7条	財政上の措置			第8条	いじめ問題対策連絡協議会の設置		
第9条	いじめ対策調査会の設置			第10条	いじめ対策再調査会の設置		
第11条	委任						

【規則】

ア 教育委員会規則 第2条 第8条 第9条

海老名市いじめの防止等の施策及びいじめ問題対策連絡協議会等に係る規則

イ 市長部局規則 第10条

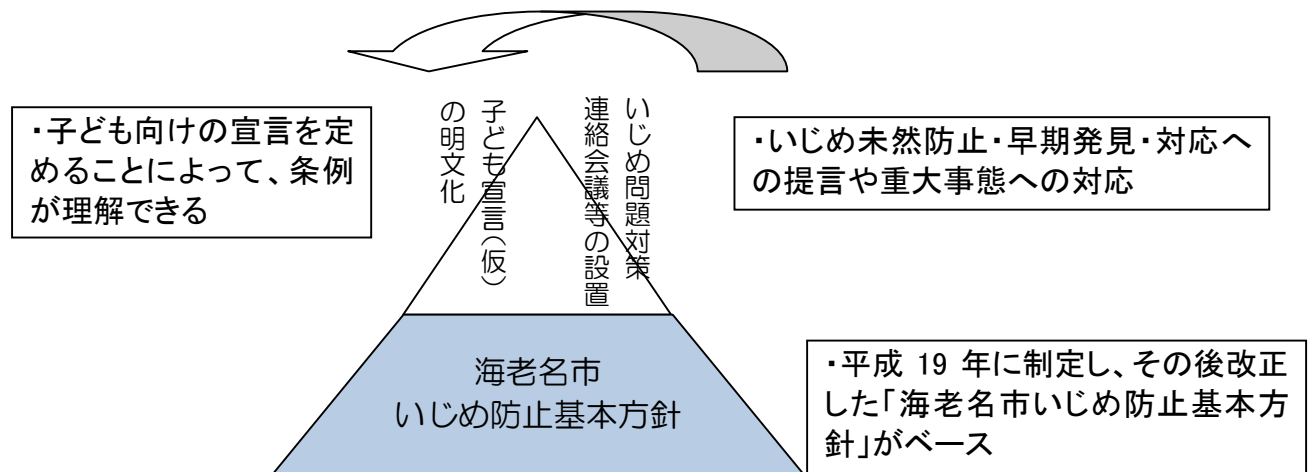
いじめ対策再調査会に係る規則

○アドバイザー

上記の会の委員での参加や本市の調査会等のメンバー選定への助言等

県立保健福祉大学 小林正稔教授 (湯河原町いじめに関する調査委員会委員長)

2 本市条例の特徴



3 スケジュール(案)

平成 26 年 10 月 14 日	校長連絡会
平成 26 年 10 月 24 日	定例教育委員会
平成 26 年 12 月	報酬審議会、政策会議、最高経営会議、パブリックコメント
平成 27 年 1 月	政策会議、最高経営会議
平成 27 年 3 月	3 月議会に上程、定例教育委員会 (規則)
平成 27 年 4 月 1 日	施行日

海老名市いじめ防止条例（案）

（基本理念）

第1条 この条例は、市、学校、保護者等は、いじめがどの児童等にも起こりうる問題であるとの認識に立ち、全ての児童等がお互いを思いやり、尊重し、安心して生活し、学び合うことができる環境を整えるとともに、それぞれがその責務及び役割を自覚し、迅速かつ組織的にいじめ防止等に取り組む理念をもって、定めるものとする。

（基本方針）

第2条 学校は、児童等一人ひとりを大切にすると人権教育の基盤に立って、いじめを許さない学校づくりを進めるものとする。

2 学校は、いじめの防止等においては、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」など周囲の児童等にも注意を払う必要があることを認識して、絶えず実態把握に努めるものとする。

3 学校は、いじめの防止等のために、保護者、教育委員会、関係諸機関、地域と連携するものとする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ 児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネット等電子媒体を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等 法第1条に規定するいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

(3) 学校 海老名市立の学校の設置に関する条例（昭和47年条例第13号）に規定する学校をいう。

(4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（子ども宣言）

第4条 児童等一人ひとりがお互いを思いやり、尊重し、安心して生活するために、児童等がいじめに対して宣言を行い、定めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第1条に規定する基本理念及び第2条に規定する基本方針に基づき、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、実施するものとする。

(学校の責務)

第6条 学校は、法第13条に定める学校いじめ防止基本方針を定めるとともに、基本理念等に基づき、いじめが行われず、すべての児童等が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者等関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第8条 法第14条第1項の規定により、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、海老名市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(いじめ対策調査会の設置)

第9条 法第28条第1項に規定する調査を実施するため、海老名市いじめ対策調査会(以下「調査会」という。)を置く。

2 調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(いじめ対策再調査会の設置)

第10条 市長は、法第30条第2項に規定する調査を実施するため、海老名市いじめ対策再調査会(以下「再調査会」という。)を置く。

2 再調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

海老名市いじめの防止等の施策に係る規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市いじめ防止条例第4条の規定に基づき、海老名市がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための施策に関し必要な事項を定めるものとする。

（市が行う具体的施策）

第2条 市は、いじめの防止等の学校体制を強化するため、各中学校に非常勤講師1名を派遣する。

2 教育委員会に、いじめの防止等を担当する指導主事を配置し、学校との連携を図る。

3 インターネットを通じて行われるいじめなど、今日的課題に対し、啓発活動や指導の充実を図る。

（学校が行う具体的施策）

第3条 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを指導等の充実に努めるため、毎年、研修を実施する。

2 毎学期、児童等に対し、いじめに関するアンケート調査を実施し、情報を共有し、迅速に対応する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

海老名市いじめ問題対策連絡協議会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市いじめ防止条例第8条の規定に基づき海老名市が設置する海老名市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 海老名市いじめ防止条例第8条の規定に基づき、連絡協議会を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、海老名市いじめ防止条例第8条に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員及び教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 海老名市立学校
- (2) 教育委員会事務局
- (3) 児童相談所
- (4) 法務省の人権擁護機関
- (5) 海老名警察署

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第6条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 連絡協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（関係者の出席等）

第8条 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

海老名市いじめ対策調査会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市いじめ防止条例第9条の規定に基づき海老名市が設置する海老名市いじめ対策調査会（以下「調査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 海老名市いじめ防止条例第9条の規定に基づき、調査会を置くことができる。

（所掌事務）

第3条 調査会は、教育委員会の諮問に応じて、教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申する。

（組織）

第4条 調査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理等、教育に関する専門的な知識経験ある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 調査会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第5条 調査会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、調査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 調査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 調査会は、委員（専門の事項を調査する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 調査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第7条 調査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

海老名市いじめ対策再調査会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市いじめ防止条例第10条の規定に基づき海老名市が設置する海老名市いじめ対策再調査会（以下「再調査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 海老名市いじめ防止条例第10条の規定に基づき、再調査会を置くことができる。

（所掌事務）

第3条 再調査会は、海老名市いじめ防止条例第10条の規定による調査の結果について、市長の諮問に調査審議し、答申する。

（組織）

第4条 再調査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理等、教育に関する専門的な知識経験ある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 再調査会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第5条 再調査会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、再調査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 再調査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、〇〇〇部が行う。

2 再調査会は、委員（専門の事項を調査する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 再調査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第7条 再調査会の庶務は、〇〇〇部において処理する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第30号

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立図書館施行規則規則（昭和59年教委規則第3号）の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成26年10月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市役所海老名駅連絡所（えび～にゃハウス）において、図書資料の受取り及び返却機能を追加したいため

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

海老名市役所海老名駅連絡所（えび〜にゃハウス）において、中央図書館及び有馬図書館で予約した図書資料の受取り及び返却機能を追加したいため。

2 改正の内容

第 14 条の 2 中「海老名市役所かしわ台連絡所」の次に「及び海老名市役所海老名駅連絡所」を加える。

3 改正案文

別紙「改正文」及び「新旧対照表」のとおり

4 施行期日

平成 26 年 11 月 1 日

海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市立図書館条例施行規則（昭和59年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条の2（見出しを含む。）中「海老名市役所かしわ台連絡所」の次に「及び海老名市役所海老名駅連絡所」を加える。

附 則

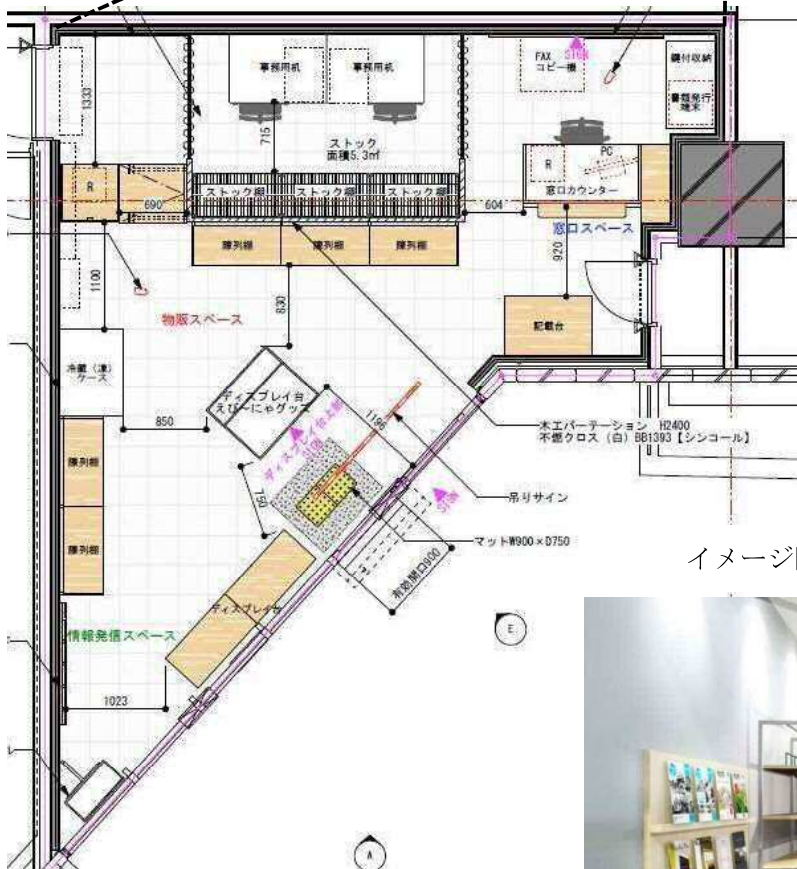
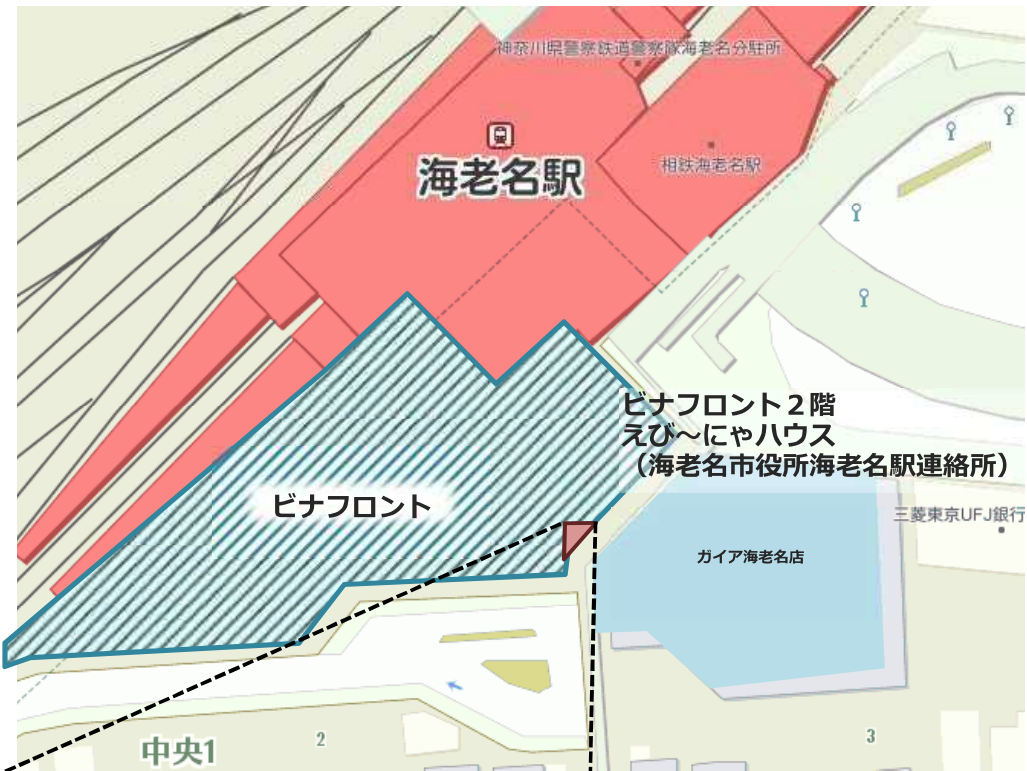
この規則は、平成26年11月1日から施行する。

海老名市立図書館条例施行規則 新旧対照表

新	旧
<p>○海老名市立図書館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和59年12月27日 教委規則第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条から第14条まで 略</p> <p>(海老名市役所かしわ台連絡所及び海老名市役所海老名駅連絡所での受取り等)</p> <p>第14条の2 前条に規定する貸出しを受けようとする者は、<u>海老名市役所かしわ台連絡所及び海老名市役所海老名駅連絡所</u>においても、中央図書館及び有馬図書館で予約した図書資料の受取り及び貸出しを受けた図書資料の返却をすることができる。</p> <p>2 前項に規定する<u>海老名市役所かしわ台連絡所及び海老名市役所海老名駅連絡所</u>における受取り及び返却ができる日と時間は、<u>海老名市役所連絡所設置規則</u>（平成16年規則第28号）第4条に規定する休業日以外で、かつ、同規則第3条に規定する開所時間内とする。</p> <p>第15条から第21条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この規則は、平成26年11月1日から施行する。</u></p>	<p>○海老名市立図書館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和59年12月27日 教委規則第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条から第14条まで 略</p> <p>(海老名市役所かしわ台連絡所での受取り等)</p> <p>第14条の2 前条に規定する貸出しを受けようとする者は、<u>海老名市役所かしわ台連絡所</u>においても、中央図書館及び有馬図書館で予約した図書資料の受取り及び貸出しを受けた図書資料の返却をすることができる。</p> <p>2 前項に規定する<u>海老名市役所かしわ台連絡所</u>における受取り及び返却ができる日と時間は、<u>海老名市役所連絡所設置規則</u>（平成16年規則第28号）第4条に規定する休業日以外で、かつ、同規則第3条に規定する開所時間内とする。</p> <p>第15条から第21条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p>

えび〜にゃハウス（海老名市役所海老名駅連絡所）について

場所



イメージ図

